

## 1. 背景・目的

本市では、PPP/PFI 手法について、優先的に検討する仕組みを定め、効果的な施設整備を推進します。

## 2. PPP/PFI とは

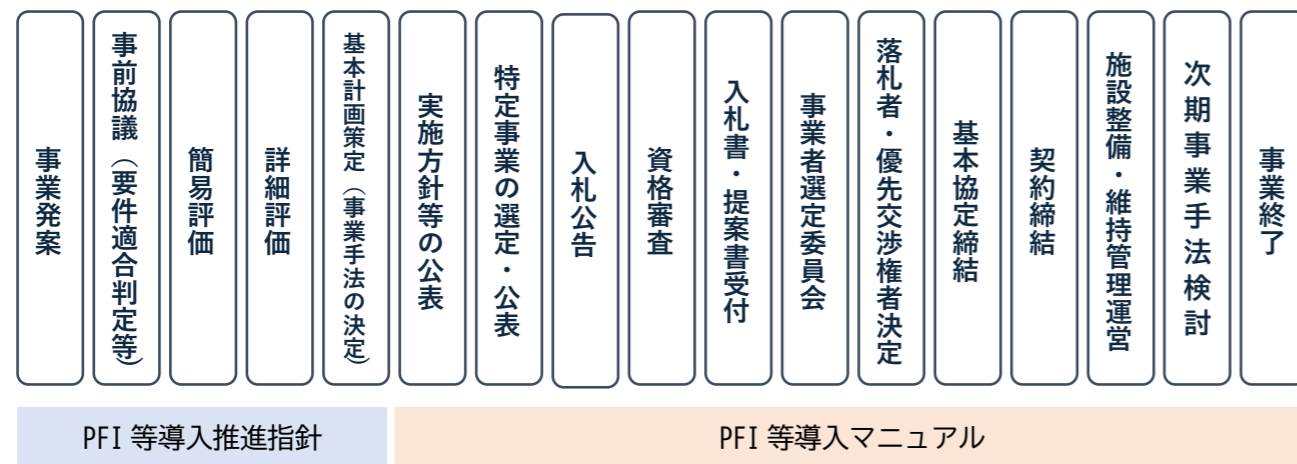
PPP：官民連携により最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法

PFI：PPP の一形態で公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

## 3. 指針で扱う PFI 等とは（本編 P5）

「PFI 等」の代表的な手法として、民間事業者が公共施設等の設計・建設（又は製造）・運営等を担う「BTO 方式」や「DBO 方式」などが挙げられます。このほか、指針では取り扱わないものの、指定管理者制度や包括的民間委託など、民間のノウハウ等を活用した事業手法は多数存在します。

## 4. PFI 事業等の検討から実施までの全体像



## 5. 優先的検討の対象事業（本編 P10）

### ■検討開始時期

- ① 新たな公共施設等整備事業（新設・更新・長寿命化等を含む）を行うための基本構想、基本計画等の検討時
- ② 公共施設等の運営等の見直し時
- ③ 複数分野又は複数の公共施設等を一括して事業化する分野横断型の事業発案時
- ④ 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって事業を実施する広域型事業の発案時

### ■対象事業

優先的検討の対象とする事業は、次の①及び②の条件に該当する事業です。

- ① 次のいずれかに該当する事業で、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が期待できる公共施設等整備事業
  - (1) 公共建築物又はプラントの整備・運営等に関する事業
  - (2) 利用料金の徴収を行う公共施設等の整備・運営に関する事業
- ② 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設等整備事業
  - (1) 設計と施工を含む施設建設費の総額が 10 億円以上
  - (2) 維持管理費、運営費等が単年度で 1 億円以上

### ■除外事業

次の公共施設等整備事業については、優先的検討の対象事業から除外します。

- ① 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設等整備事業
  - ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設等整備事業
  - ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設等整備事業
  - ④ 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設等整備事業
  - ⑤ 学校の建替え、改修等を実施する事業
- ただし、⑤については、統廃合や複合化、集約化等の事情がある場合や、社会情勢や財政状況をふまえ、総合的に PFI 等の事業手法の優位性が高いと判断される場合は、この限りではありません。

## 6. 事前協議（本編 P12）

施設所管課、公共施設マネジメント推進室及び建築課等の関係課が相互に連携しながら、PFI 等の適正かつ円滑な事業実施に取り組みます。

## 7. 簡易評価（本編 P14）

本編の「簡易な検討におけるフロー」に基づき簡易評価を行います。

## 8. 詳細評価（本編 P16）

従来型手法と PFI 手法等の費用総額を比較するとともに、多様な効果も総合的に勘案し、事業手法を選定します。

## 9. 事業手法の決定（P19）

事業手法については、「大分市 PPP/PFI 事業手法庁内検討委員会」において検討したうえで、市長決裁により決定します。

# 【概要版】大分市 PFI 等導入推進指針

## (別紙) PFI 事業等に係る事務手続きの全体の流れ

